

平成29年

寒河江市農業委員会第1回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第1回総会

日 時 平成29年1月25日（水）午前9時00分
会 場 寒河江市立図書館 会議室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
7番 土屋喜久夫	8番 菊地弘美	9番 石山邦一
10番 大泉邦彦	11番 眞木早百合	12番 相原 稔
13番 小野義和	14番 佐藤義広	15番 奥山眞治
16番 菅井孝一	18番 柏倉吉美	19番 渡辺 宏
20番 木村三紀		

欠席委員

17番 鈴木久一

事務局

事務局 長 原田真司	局長補佐 佐藤利美
総務主査 佐藤陽一	総務係長 高子英晴
農地係長 村上千尋	農地係主事 国井茂伸

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法4条1項但書）農地の用途変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第1号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第4号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第5号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時18分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第1回総会を開催いたします。よろしくをお願いします。

 総会の成立についてですけれども、本日の出席者は総委員数20名中出席委員19名で、在任委員の過半が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですけれども、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

 (「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、18番・柏倉吉美委員、1番・加藤友康委員にお願いします。

 次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

 (報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について、何か質問はございませんか。

 (「なし」の声あり)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

 (「特にありません」の声あり)

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

議第1号から農地法関連の議案について上程します。

- (1) 議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第4号「非農地証明願の審議について」
- (5) 議第5号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第1号から議第5号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第5号「農用地利用集積計画書の審議について」、14番・佐藤義広委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理人、よろしくお願ひします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。19番、渡辺です。

それでは、去る1月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として農地法第5条案件1件、非農地証明願案件1件を実施し、審査いたしました。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位3番、寒河江地区の案件であります。現地は仲谷地のセブンイレブンから陵南中学校へ行く道路沿いになりまして、学校やコンビニ等も近い利便性のよい場所があります。宅地分譲の申請であります。用途地域内でもあり、特に問題はないと判断してまいりました。

続きまして、議第4号「非農地証明願の審議について」、順位1番、南部地区の案件であります。現地は元の[]で、平成10年に駐車場と雪捨て場としての転用許可を受けた場所でもあります。現在は空き家ではあるものの、非農地と判断できる場所でありました。

なお、その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、10時までとしたいと思います。

地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時58分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議事参与の制限の追加で、申しわけございませんけれども、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」と、議第5号「農用地利用集積計画書の審議について」、7番・土屋喜久夫委員が関係委員となっております。

木村議長

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、7番、土屋喜久夫委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、退席)

木村議長

では、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、小野義和委員、お願いします。小野委員。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをお開きください。

(議案書順位2番朗読)

この案件について、15日、佐藤委員と現地を確認してまいりました。この物件は、昨年まで借人の四季ふぁーむが相対でつくっていたものを、貸借権を設定して新たに耕作するという物件でありまして、場所はちょうど高速道路の脇、産業通りの佐藤建設工業の南側の案件でありまして、申請どおりであれば何ら問題ないと思い、15日、現地を確認してまいりました。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、白岩地区、眞木早百合委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

11番、眞木です。

(議案書順位1番朗読)

順位1番について、1月16日に現地確認予定でしたが、大雪のため場所までたどり着くことができませんでした。ただ、この案件は平成20年に熊の峯ともう1筆、合わせて2筆の農地を売買、所有権移転をしたところ、1筆分の登記申請しかしていなかったため、今回申請したということです。既に譲受人が畑として作付しているということなので、問題ないと思われます。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長） はい、議長。

順位1番から順位2番は、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第1号は原案のとおり決定しました。
関係委員の入室を認めます。

(土屋喜久夫委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第1号は原案のとおり可決いたしました。

木村議長 次に、議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、加藤友康委員、お願いします。加藤委員。

加藤委員 はい、議長。1番、加藤です。

議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、7ページをごらんください。

(議案書順位1番朗読)

順位1番につきまして、1月16日に鈴木久一委員と現地を確認してまいりました。申請地の北側には申請人所有の集合住宅が既に2棟建っており、3棟目を建築するものです。

計画どおりであれば周辺の農地への影響も抑えられると判断してまいりました。地区審査にも異議ありませんでした。

(議案書順位2番朗読)

順位 2 番についても、1 月 1 6 日に鈴木久一委員と現地を確認してまいりました。申請地は、現況地目でもわかるように既に物置が建っており、駐車場も設置されておりました。

いわゆる追認案件であります。これまでに至った経過報告書には、二度とこういうことはしないというような誓約書なども提出されておりましたので、致し方ないと判断しております。地区審査でも異議ありませんでした。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

はい、議長。

順位 1 番は、集合住宅建設用敷地への転用となっております。申請地は前面道路に水道及び下水道管が埋設されており、かつ西根小学校、大沼歯科医院のそれぞれ 5 0 0 メートル以内にあるので、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可であり、問題はないと考えます。

順位 2 番は、物置、駐車場用敷地への転用です。申請地は住宅街の中にある小規模な農地の一部で、第 2 種農地と判断します。申請人の父が物置小屋と駐車場として以前から利用していたものを引き継ぎ、手続をしようとしたところ、農地であることが判明し、このたび追認のため申請したものです。

物置や駐車場として利用してかなり経過しているものと思われ、代替になる土地もないので、転用はやむを得ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、小野義和委員、お願いします。小野委員。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、9ページをお開きください。

(議案書順位2番朗読)

15日に佐藤委員と現地を確認してきました。現在道路沿いにある住宅地の奥の部分に、家を新築するという事です。奥のほうが所有者の農地ということで、先ほどの申請とし

て上がっている用途変更の場所に当たります。何ら問題はないと思い、現地を確認してきました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 3 番朗読)

19日、事前審査会で現地を確認してきました。申請どおりであれば周り全部がもう宅地ということで、申請理由としてそのとおりであれば問題はないということで、審査会で確認しました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 4 番朗読)

15日、佐藤委員と現地を確認してきました。ちょうど陵南中学校の東側で、その区画しかもうあいていないというような、住宅地の中の畑でした。申請どおりであれば何ら問題はないということで、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 5 番朗読)

15日、佐藤委員と現地を確認してきました。現場はちょうど上高屋地区の神社の西側ということで、宅地開発がされている畑でありまして、申請どおりであれば別に問題はないのではないかということで、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、石山邦一委員、お願いします。

石山委員

9番、石山です。

(議案書順位1番朗読)

この案件につきまして、14日、大泉委員と現地を確認してまいりました。現地は柴橋小学校から西へ300メートル近く行ったところの最上川の崖の上ということで、申請地には既に2階部分を含む既存の建物が斜めにわたって建っており、追認という形にはなりますけれども、長年たっていた当時のいきさつからしていたし方ないのではないかとということで、地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地係長) はい、議長。

順位1番は、農作業小屋用地への転用となっております。申請地は住宅と川に挟まれた小規模な農地のため、第2種農地と判断します。申請人は、農作業小屋を建てるのには許可が要らないと思ったそうです。平成8年に借地して農作業小屋を建設し利用していたものを、このたび購入することにしたところ、実は建設時に許可が必要だったことがわかり、このたび追認のため申請したものです。住宅と農作業小屋を一体として建設しており、代替になる土地もないので、転用はやむを得ないと考えます。

順位2番は、住宅建築用敷地への転用です。申請地は都市計画区域内の用途地域で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題はないと考えます。

順位3番及び順位4番は、分譲用宅地への転用です。申請

地はともに都市計画区域内の用途地域であり、第3種農地と判断します。第3種農地は宅地分譲可ですので、問題はないと考えます。

順位5番は、建売分譲住宅への転用です。申請地は住宅が立ち並ぶ場所のそばで、一団の農地が10ヘクタール以下の小規模な農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、現地は宅地化が進みつつある場所であり、申請人に代替になる土地もなく、転用はやむを得ないと考えます。また、建売であれば第2種農地でも分譲できます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第4号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、小野義和委員、お願いします。小野委員。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第4号「非農地証明願の審議について」、12ページをお開きください。

(議案書順位2番朗読)

この案件に対して、19日、事前審査会で現地を確認してまいりました。現地は自宅のちょうど南側の一部分でありまして、以前駐車場とか雪捨て場として使っていた場所なんですけれども、元の持ち主が亡くなりまして、更地にしたいんじゃないかということで、非農地証明を出したんじゃないかということで、地区審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局から補足説明があればお願いします。

(「特にありません」の声あり)

木村議長

ないようですので、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第4号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決

定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第4号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第5号「農用地利用集積計画書の審議について」、7番、土屋喜久夫委員、14番、佐藤義広委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

最初に、寒河江・南部地区、小野義和委員、お願いします。小野委員。

小野委員 はい、議長。13番、小野です。

「農用地利用集積計画書の審議について」、15ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者、中核農家であり、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、西根・三泉地区、加藤友康委員、お願いします。

加藤委員。

加藤委員

はい、議長。1番、加藤です。
同じく15ページをごらんください。

(議案書朗読)

認定農業者であり、地区審査では異議ありませんでした。
以上になります。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、白岩地区、眞木早百合委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。11番、眞木です。
同じく15ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも白岩地区の意欲ある新規就農者であり、審査では異議ありませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地係長)

はい、議長。
いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第5号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第5号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第5号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

大変どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時28分

平成29年1月25日

第1回総会 議長.....

議事録署名委員 18番委員.....

議事録署名委員 1番委員.....